

平成15年度「手づくり郷土賞」の募集について（案内）

国 土 交 通 省

1 制度の目的

「手づくり郷土賞」は、地域の魅力を創出し、または地域のシンボルとなっている各種の良質な社会資本及びそれと関わりを持つ良質な地域活動を選定することにより、地域の自然的・社会的条件に適合した良質な社会資本の整備及び活動を促進し、もって個性的で魅力ある地域の整備に寄与することを目的し、昭和61年度に創設されました。平成15年度は18回目にあたります。

2 テーマ

良質な社会資本を対象とした「地域整備部門」と、良質な活動を対象とした「地域活動部門」の2部門を設けました。

3 対象

「地域整備部門」：地域の自然的・社会的条件に適合し、地域の個性・魅力を創出している良質な社会資本。

「地域活動部門」：社会資本と関わりを持ちつつ地域の個性、魅力、活力を創出している良質な活動。

4 選定までの手続き

1) 応募

「地域整備部門」：市区町村は、ふさわしいと考えられる良質な社会資本を、都道府県を窓口として応募することができます。

「地域活動部門」：市区町村は、ふさわしいと考えられる社会資本と関わりのある良質な活動を、都道府県を窓口として推薦することができます。

2) 選定

都道府県で受け付けられた応募物件は、各地方整備局等でとりまとめのうえ、「手づくり郷土賞」選定委員会に提出され、厳正な審査を経て、認定を行う物件が選定されます。

3) 発表及び認定証の授与

選定された物件や活動は、平成15年11月頃に発表を行い、市区町村、活動主体に対し、地方整備局長などを通じて「手づくり郷土賞」の認定証が授与されるとともに、各地方の建設弘済会等から銘板等が贈られます。また、選定された物件は、「精選手づくり郷土賞」にとりまとめられ、広く全国に紹介されることになります。

4) スケジュール

募集開始	(平成15年 5月)
募集締め切り	(平成15年 7月)
選定委員会による選定	(平成15年10月)
選定結果の発表・認定証伝達式	(平成15年11月)

5 応募要領及び応募用紙 別添のとおり

6 評価のポイント

選定委員会における選定は、以下の視点に特に着目して行われます。

[地域整備部門]

- ①地域住民等の施設の計画、デザイン、整備等への参加状況
- ②地域資源（自然、産業、歴史、文化等地域の特色）の活用状況
- ③整備にあたっての創意・工夫点
- ④環境（自然環境、リサイクル等）への配慮
- ⑤イベント時や日常の利用状況
- ⑥維持管理上の創意・工夫点
- ⑦社会資本の整備効果

[地域活動部門]

- ①活動内容の公益性等活動の意義、重要性
- ②活動の地域づくりにおける位置づけ、地域での認知度等活動の地域での評価
- ③活動における創意・工夫等独創性、今後の活動予定等継続性
- ④活動の成果、地域への波及効果等活動の有効性
- ⑤行政及びその他の活動団体との連携状況

7 「手づくり郷土賞」の対象とできないもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の対象とはできませんのでご注意ください。

[地域整備部門]

- ①民間が整備した施設
- ②直轄事業・公団事業により整備された社会資本
なお、都道府県事業により整備された社会資本については、計画立案・維持管理等に地域が係わっている場合のみ対象とします。
- ③他省庁の補助事業（起債事業を除く）のみにより整備された社会資本
- ④過去に「手づくり郷土賞」を受賞している社会資本

[地域活動部門]

- ①活動主体が行政機関のみの活動
- ②社会資本の整備、管理、利用等の面で社会資本と関わりが認められない活動

- ③地域社会、地域住民に貢献する非営利の活動でない活動
- ④過去に大臣表彰又は長官表彰を受賞している活動

8 その他応募にあたっての留意事項

- 複合的な社会資本整備の増加などから、事業規模について予算の上限は設定しておりません。しかしながら、近年、あまりにも事業費の大きな整備事例が見受けられます。選定にあたっては、あくまでも「手づくり郷土賞^{ふるさと}」という名のとおり、地域住民の参加によってつくられるという点を評価する上で重視いたします。
- 施設整備に際しては、地域住民を含む多様な主体の参加と連携が今後重要になるものと考えられますが、施設整備に参画している主体が複数以上ある場合については、その内容（ボランティアグループ、市民サークル、商工会議所、青年会議所、その他地元と交流のある組織）を詳しくご記入下さい。
- 市区町村で当該施設の整備が含まれる全体計画がある場合は、そのコンセプトについて記述するとともに、他の箇所で「手づくり郷土賞^{ふるさと}」を受賞した例がある場合は、応募物件の既受賞物件との差異についても記述して下さい。
- 添付する写真について
 - ・写真は評価のうえで非常に重要な判断材料となります。ご応募いただく際に、参考資料として写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せてください。
 - ・計画段階などにおいて地域の方々が参加した写真（委員会、ワークショップ等）などがあれば、積極的に添付してください。
 - ・整備にあたっての創意工夫点や整備コンセプトがよく解る写真も合わせて添付してください。
 - ・社会資本の募集であるのに、全景写真などにおいて無人の写真が多くなっています。（工事完成写真を望んでいるものではありません。）日常の利用状況が解る写真を添付してください。

9 問い合わせ先

各都道府県担当部局又は各地方整備局企画部企画課（北陸、四国は広域計画課）、
北海道開発局開発監理部開発調整課及び沖縄総合事務局開発建設部建設行政課

担当窓口	住所	電話
北海道開発局 開発監理部開発調整課事業評価係	〒060-8511 札幌市北区北八条西 2丁目	011-709-2311 (内5478)
東北地方整備局 企画部企画課参加連携係	〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15	022-225-2171 (内3228)
関東地方整備局 企画部企画課事業調整係	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-3151 (内3181)
北陸地方整備局 企画部広域計画課幹線道路調査係	〒951-8505 新潟市白山浦 1-425-2	025-266-1171 (内3232)
中部地方整備局 企画部企画課企画第2係	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8127 (内3171)
近畿地方整備局 企画部企画課事業調整第2係	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141 (内3187)
中国地方整備局 企画部企画課企画第2係	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30	082-511-6118 (内3182)
四国地方整備局 企画部広域計画課計画調整係	〒760-8554 高松市福岡町 4-26-32	087-851-8061 (内3222)
九州地方整備局 企画部企画課事業調整係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331 (内3182)
沖縄総合事務局 開発建設部建設行政課事業調整係	〒900-8530 那覇市前島 2-21-7	098-866-0090 (内3181)